

一般社団法人

全日病厚生会定款

一般社団法人 全日病厚生会

一般社団法人 全日病厚生会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日病厚生会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、相互扶助の精神に基づき、本会の会員である全国の病院及びその関連医療施設並びに病院関連介護施設、居宅介護サービス事業者（以下総称して「医療関連施設」という。）及びその医療関連施設に勤務する役員及び職員を対象として福利厚生事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 目的に定める福利厚生事業に関すること。
- (2) 医療従事者のための福祉・福利厚生に関係する諸制度の調査・研究及び広報活動に関すること。
- (3) 本会及び公益社団法人 全日本病院協会（以下「全日病」という。）のPRのために、ホームページを充実させること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、全日病の会長、副会長職にある者をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員となることができる。なお、本会の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(社員の資格取得)

第6条 本会の社員になろうとする者は、理事長（一般社団法人法上の代表理事をいう。）の承認を受けなければならない。

(退 社)

第7条 社員は、全日病の会長、副会長職を辞したときは、退社する。

(除 名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当

該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 社員総会は、次の各号について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。毎事業年度の終了後3か月以内に定時社員総会を開催し、その他必要に応じて臨時社員総会を開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(請求)

第14条 総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以内
(うち理事長1名)
- (2) 監事2名以内

2 理事長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち親族等の数は、理事数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事は、全て非同族とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、会務のために要した費用は、支弁することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

3 決算の結果、剰余金が生じた時は、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第34条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国・地方公共団体・公益社団法人・公益財団法人に帰属させる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 本会の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。